

火山防災強化市町村ネットワーク 令和6年度総会

- 1 火山防災強化市町村ネットワーク規約一部改正（案）・・・P 1
 - 2 令和5年度事業実績・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 2
 - 3 令和6年度事業計画（案）・・・・・・・・・・・・・・・・P 4
 - 4 国の令和7年度予算編成に向けての火山防災強化市町村
ネットワーク要望事項（案）・・・・・・・・・・・・P 5
 - 5 報告事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・P 8
- 参考 火山防災強化市町村ネットワーク規約・・・・・・・・P 10

1 火山防災強化市町村ネットワーク規約一部改正（案）

新たに参画申込があった東京都大島町及び長野県小谷村を別表に加えるものです。

これにより、参画市町村数は170となります。

火山防災強化市町村ネットワーク規約（令和4年7月22日施行）の一部を改正する規約を次のように定める。

別表東京都の項中「新島村」を「大島町、新島村」に改める。

別表長野県の項中「木曾町」の次に「、小谷村」を加える。

付 則

この規約は、令和6年7月25日から施行する。

2 令和5年度事業実績

(1) 総会・要望活動

① 総会・要望活動

〔国の予算編成に係る要望〕

令和5年7月27日（木） 令和5年度総会（書面開催）

8月2日（水）～3日（木） 関係府省等への要望書提出

8月 3日（木） 各府省等への要望（内閣府、林野庁、国土交通省、気象庁）
内閣府（大臣官房審議官）への要望
財務省（主計局長）への要望
気象庁（長官）への要望

〔活動火山対策特別措置法（活火山法）改正に向けた活動〕

令和5年5月8日（月） 活動火山対策特別措置法改正実現に向けた総決起大会

要望活動（文部科学省、内閣府（防災担当）、内閣人事局、内閣官房、財務省の大臣等）

〔活動火山対策特別措置法（活火山法）改正を受けた要望活動〕

令和5年8月2日（水） 内閣府（防災担当）、内閣人事局、内閣官房、財務省、文部科学省の大臣等に対し、自由民主党火山議連、火山防災強化推進都道県連盟とともに要望

(2) 火山防災に係る知識・経験の蓄積

令和6年1月16日 研修会（オンライン）

講話1：「気象レーダを用いた噴煙観測による降灰把握と予測」

（京都大学防災研究所・眞木雅之特任教授）

講話2：「降灰予測システムの開発」（京都大学防災研究所・井口正人教授）

講話3：「新燃岳噴火災害への対応について」（火山防災エキスパート・三浦秀明氏）

(3) 情報共有

① NEWSLETTERの発行

令和5年 4月 第19号 北海道洞爺湖町

洞爺湖町の火山防災～変動する大地と共生する町～

6月 第20号 内閣府

活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律
(R5 法律第60号) の概要ほか

- 8月 第21号 長野県王滝村
御嶽山王滝口登山道入山規制緩和に向けた安全対策
- 10月 第22号 福島県二本松市
安達太良山火山防災合同訓練
- 12月 第23号 鹿児島県鹿児島市
桜島大正噴火から110年一過去から学ぶ災害への備えー
- 令和6年 2月 第24号 宮崎県高原町
防災教育「新燃岳を考える日」

② その他

- ・ 自由民主党火山議連総会等への出席・結果の共有
- ・ 火山防災強化推進都道県連盟による要望活動概要の共有
- ・ 鹿児島市火山防災スペシャリスト養成研修（11月）等の案内

※市町村ネットワークの事業等については、鹿児島市ホームページにおいても紹介

3 令和6年度事業計画（案）

(1) 総会・要望活動

令和6年7月25日（木）

令和6年度総会（書面開催）

8月5日（月）～6日（火）要望活動（内閣府、気象庁等への要望書提出）

(2) 火山防災に係る知識・経験の蓄積

令和7年1月

令和6年度研修会（オンライン）

(3) 情報共有

① NEWSLETTERの発行（偶数月）

※令和6年度の実績

令和6年 4月 第25号 静岡県伊東市

伊豆東部火山群・伊東市広域避難計画の策定について

6月 第26号 内閣府（防災担当）

火山防災の日に係る取組

② その他

随時、参画市町村の火山防災に関する取組等を共有

4 国の令和7年度予算編成に向けての 火山防災強化市町村ネットワーク要望事項（案）

要望項目「3 緊急速報メールの元となるデータの改善」を「3 緊急速報メールにより必要な情報を伝達するための支援」に改め、技術的支援を求める内容に変更するとともに、「5 火山活動対策の財源措置などの充実・強化」に、火山ガスの測定・検知に係る財政的な支援を求める要望を追加するものです。

1 火山の研究及び監視・観測体制の充実・強化

火山噴火による被害を最小限とするため、火山活動の解明・予測に向けた研究や、監視・観測体制の充実・強化を図るとともに、これらの取組がより一層推進されるよう、所要の予算の十分な確保を図ること。

2 火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の継続的な確保に向けた支援

火山現象に関し専門的な知識又は技術を有する人材の確保を市町村が行う場合の支援措置を講じること。

3 緊急速報メールにより必要な情報を伝達するための支援

気象庁による噴火に関する特別警報の緊急速報メールの配信は、令和4年12月26日に終了となったところであるが、緊急速報メールは特別警報とのタイムラグがなく、一定のエリア内の全ての携帯電話等に自動的に配信される、第一報として即時性の高い有効な情報伝達手段である。

市町村が、災害対策基本法等に定められた、住民への警報等の伝達を迅速かつ的確に実施するため、緊急速報メールを配信する際、警戒範囲等の避難判断に資する情報を記載できるよう、技術的な支援を行うこと。

4 避難計画の策定及び幹線道路閉塞解消に向けた体制強化

それぞれの火山の特性に応じた被害想定調査を早急に実施し、それに即したハザードマップや県境をまたぐ広域避難も見据えた具体的な避難計画を関係自治体の意見を踏まえ、国が主導して作成・改訂すること。

また、幹線道路閉塞時における避難・救助活動等の制約の早期解消に向けた体制強化のための支援措置を講じること。

5 火山活動対策の財源措置などの充実・強化

火山活動が活発な地域においては、その対応に多額の経費を要しているため、特別交付税による財源措置などの充実・強化を図ること。

特に、火山ガスの測定・検知を市町村が行う場合の財政的な支援を行うこと。

6 降灰対策に係る施策の検討

火山噴火は発生頻度が低いものの、ひとたび噴火が起こり、降灰に見舞われた場合、市町村はノウハウがない中で対応に追われることから、降灰による被害軽減のため、それぞれの火山の特性・地域の状況に応じた降灰除去や健康対策、防災営農などに関するマニュアルを作成すること。

また、大量の降灰に対しては、市町村単独による対策に限界があることから、除去に要する車両の確保を含めた降灰の除去をはじめ、火山灰の仮置き場や処分場の確保・調整等を盛り込んだ広域的な観点からの対策を検討すること。

7 避難路・退避壕の整備及び社会資本整備の国直轄の推進

火山地域の防災対策に万全を期するため、避難路・退避壕等の整備を拡充するとともに、火山砂防事業及び地域防災対策総合治山事業など「減災」の視点を取り入れた社会資本整備を国直轄で推進すること。

8 大規模噴火発生時におけるガイドラインの作成

大規模噴火が発生し、大量軽石火山灰の降下などが生じた場合は、地域住民の生活や社会経済活動に大きな混乱をきたすことが懸念されることから、火山地域における効果的な防災対策を推進するため、大規模噴火発生時における情報収集や警戒避難体制の確保についてのガイドラインを作成すること。

9 大規模噴火発生時における避難行動要支援者の避難先の確保・調整

大規模噴火時には、県境をまたいだ広域避難も想定されることから、医療機関や社会福祉施設における避難行動要支援者の避難先について、事業所や市町村による調整は困難かつ混乱を招く恐れがあるため、予め避難先の確保・調整が必要な市町村に対し、措置を講じること。

総会前に照会しておりました要望事項からの変更点は以下のとおりです。

(1)

要望事項	変更理由	事務局案
<p>5 火山活動対策の財源措置などの充実・強化 火山活動が活発な地域においては、その対応に多額の経費を要しているため、特別交付税による財源措置などの充実・強化を図ること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・4/25 火山議連総会にて、長峯誠参議院議員（元都城市長）から霧島山（硫黄山）で火山ガス測定を開始する際に国の財政支援がなく、宮崎県で実施することになったことを例に、財源措置について質疑あり ・内閣府によると、火山ガス測定に関する法律、所管省庁がないことから、財源措置もない。また、測定機器設置者も国、県、市町村等と火山ごとに異なる。 ・財政支援対象である河川水位情報等を活用した防災情報システムについて、火山ガスも対象に含めるよう内閣府から総務省に制度拡充要望を行うにあたり、後押しとして火山防災強化市町村ネットワークによる要望について検討依頼があったため、要望を追加するもの。 <p>※鹿児島市では、大気汚染常時監視の一環で実施している桜島の火山ガス測定について、令和7年度から住民等の安全確保のため、危機管理課への所管替えを行う予定あり</p>	<p>5 火山活動対策の財源措置などの充実・強化 火山活動が活発な地域においては、その対応に多額の経費を要しているため、特別交付税による財源措置などの充実・強化を図ること。 <u>特に、火山ガスの測定・検知を市町村が行う場合の財政的な支援を行うこと。</u></p> <p>※何かしらの財源措置を求めため、地方債、補助金、特別交付税等、具体の記載は行わない。 ※国主体の火山ガス測定は、実現可能性が低いため要望しない。</p>

5 報告事項

(1) 火山防災強化市町村ネットワークの今後の運営方針について

当ネットワークの今後の運営のあり方（対面での総会、研修会の実施等）について、追加・修正等のご意見はありませんでしたので、今後の運営方針は以下のとおりとし、ご報告いたします。

火山防災強化市町村ネットワークの今後の運営方針

1 総会について

引き続き書面開催のみとする。

(理由) 対面開催の場合、負担金の徴収が必須で金額も大きくなるが、多くの市町村が書面開催を希望し、半数以上が負担金徴収に消極的な現状では理解を得られにくい。

2 要望活動について

引き続き事務局対応とする。

(理由) アンケート結果のとおり

3 研修会について

当面オンライン開催とし、今後4～5年に1度の開催の可能性について協議を継続

(理由) 1と同様の理由でオンライン開催を基本とする（ただし対面の機会を望む声もあることから、対面研修会（単年度の経費抑制のため4～5年に1度）の実施について今後も協議継続）

4 負担金について

負担金を設定しない。

(理由) 負担金徴収の場合ネットワーク脱退の可能性が高いとする市町村に負担金減額（2,000円～3,000円）を提示し、意向確認を行ったが、全体の1割を超える20以上の市町村が脱退の可能性が高いと回答。負担金の設定により組織規模が縮小することよりも、負担金なしでの運営を継続し、火山災害警戒地域に指定されている全179市町村の参画を目指すこととしたい。

(2) 火山防災強化市町村ネットワーク役員を選任

当ネットワークでは、規約に基づき役員（任期2年）を設置しており、令和6年7月13日に任期が満了し、このたび、下記の市町村長の皆様に引き続きご就任いただくことになりましたので、ご報告いたします。

火山防災強化市町村ネットワーク役員名簿

(任期：令和6年7月14日～令和8年7月13日)

会長	下鶴 隆央 (鹿児島市長)
副会長	堀内 茂 (富士吉田市長)
	村上 英人 (蔵王町長)
幹事	角和 浩幸 (美瑛町長)
	下道 英明 (洞爺湖町長)
	盛田 昌彦 (鹿部町長)
	佐々木 孝弘 (八幡平市長)
	田口 知明 (仙北市長)
	遠藤 和夫 (北塩原村長)
	熊川 栄 (孺恋村長)
	小泉 俊博 (小諸市長)
	原 久仁男 (木曾町長)
	米田 徹 (糸魚川市長)
	須藤 秀忠 (富士宮市長)
	勝俣 浩行 (箱根町長)
	佐藤 義興 (阿蘇市長)
	古川 隆三郎 (島原市長)
高妻 経信 (高原町長)	

火山防災強化市町村ネットワーク規約

(名称)

第1条 この組織は、火山防災強化市町村ネットワーク（以下「ネットワーク」という。）と称する。

(目的)

第2条 本ネットワークは、市町村における火山防災の強化推進を目的とする。

(事業)

第3条 本ネットワークは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 市町村における火山防災の強化推進に係る要望活動に関すること。
- (2) 火山防災に係る知識・経験の蓄積と情報共有に関すること。
- (3) その他本ネットワークが特に定めること。

(組織)

第4条 本ネットワークは、別表に掲げる市町村の代表者（以下「会員」という。）をもって組織する。

(役員)

第5条 本ネットワークに次の役員を置く。

- | | |
|---------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 2名 |
| (3) 幹事 | 15名以内 |

(役員を選任)

第6条 会長は、鹿児島市長とする。

- 2 副会長及び幹事は、会員の中から、会長が指名するものとし、その任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(役員職務)

第7条 会長は、会務を総理し、本ネットワークを代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代行する。
- 3 副会長及び幹事の任期が満了した場合においても、後任が就任するまでは、その職務を行うものとする。

(会議)

第8条 本ネットワークの総会は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長は、総会の議長となり、議事を整理する。

(総会の議事)

第9条 総会は、次の事項を議決する。

(1) 市町村における火山防災の強化推進に係る要望内容

(2) その他会長が必要と認めた事項

(議事の運営)

第10条 総会は、会員の半数以上が出席することをもって開くことができるとし、やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、書面又は代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の規定にかかわらず、総会を開くことができない事態が生じた場合は、書面により、審議し、決定することができる。

3 総会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第11条 本ネットワークの事務を処理するため、事務局を鹿児島市に置く。

(その他)

第12条 この規約に定めのあるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

付 則

この規約は、令和2年7月14日から施行する。

付 則

この規約は、令和3年7月21日から施行する。

付 則

この規約は、令和4年7月22日から施行する。

付 則

この規約は、令和5年7月27日から施行する。

別表（第4条関係）

北海道	函館市、釧路市、苫小牧市、千歳市、富良野市、登別市、伊達市、七飯町、鹿部町、森町、上川町、東川町、美瑛町、上富良野町、中富良野町、南富良野町、壮瞥町、白老町、洞爺湖町、新得町、足寄町、弟子屈町、白糠町
青森県	青森市、弘前市、八戸市、黒石市、五所川原市、十和田市、つがる市、平川市、鱒ヶ沢町、西目屋村、藤崎町、大鱒町、田舎館村、板柳町、鶴田町、中泊町、七戸町、おいらせ町、三戸町、五戸町、田子町、南部町、新郷村
岩手県	盛岡市、一関市、二戸市、八幡平市、滝沢市、雫石町
宮城県	栗原市、蔵王町、七ヶ宿町、川崎町
秋田県	能代市、横手市、大館市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、北秋田市、にかほ市、仙北市、小坂町、藤里町、羽後町
山形県	山形市、米沢市、酒田市、上山市、遊佐町
福島県	福島市、会津若松市、郡山市、喜多方市、二本松市、本宮市、大玉村、下郷町、北塩原村、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、湯川村、西郷村
栃木県	日光市、那須塩原市、那須町
群馬県	沼田市、中之条町、長野原町、嬭恋村、片品村
東京都	新島村、神津島村、三宅村、八丈町、青ヶ島村
神奈川県	相模原市、小田原市、南足柄市、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町
新潟県	糸魚川市、妙高市
富山県	立山町
石川県	白山市
山梨県	富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、身延町、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町
長野県	松本市、小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、王滝村、木曾町
岐阜県	高山市、下呂市、白川村
静岡県	静岡市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、裾野市、伊豆市、清水町、長泉町、小山町
長崎県	島原市、雲仙市、南島原市
熊本県	阿蘇市、高森町、南阿蘇村
大分県	別府市、竹田市、宇佐市、由布市、日出町、九重町
宮崎県	都城市、小林市、えびの市、高原町
鹿児島県	鹿児島市、垂水市、霧島市、三島村、十島村、湧水町、屋久島町